

## 新潟市立会人型電子契約サービス提供業務受託候補者選定審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新潟市立会人型電子契約サービス提供業務の受託候補者選定を厳正かつ公正に行うため、新潟市立会人型電子契約サービス提供業務受託候補者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 受託候補者を選定するための評価基準を決定すること。
- (2) 提案書の審査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 委員会は、3人で組織し、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員会の委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる者とする。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員等を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

### (守秘義務)

第5条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部契約課が行う。

### (その他)

第7条 この設置要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は令和6年4月9日から施行し、受託候補者の選定を公にした日の翌日にその効力を失う。

別表（第3条関係）

役 職	委 員	備 考
委員長	財務部契約課長	会務を総理
副委員長	総務部デジタル行政推進課 長	
委 員	西区役所総務課長	